

消 防 予 第 2 号
平成 26 年 1 月 10 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

住宅用火災警報器設置状況調査方法について

住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の普及のため「住宅用火災警報器設置対策基本方針」（平成 23 年 9 月 7 日住宅用火災警報器設置対策会議決定）に基づき各種施策を行ってきたところ、設置率は一定の水準に達しました。

一方、未だ未設置の世帯に対しては、より効果的な普及啓発を行い設置を促す必要があります。

また、既に住警器を設置している世帯に対しては、電池切れへの対応等適切な維持管理広報を実施する必要があります。

このため、住警器の設置状況を詳細に把握し、より効果的な普及啓発・維持管理広報を行うことを目的とし、新たな住警器の設置状況調査方法（別添 1 参照）を定めました。

当該調査は、下記に留意のうえ、火災予防運動の時期等をとらえ、婦人（女性）防火クラブ等の地域関係者と積極的に連携して実施されますようお願いいたします。

また、本通知の発出に伴い「住宅用火災警報器普及率調査方法について」（平成 21 年 6 月 10 日付け消防予第 265 号（以下「普及率調査通知」という。)) は廃止します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 当該調査方法の実施にあたり、各調査世帯の決定については無作為抽出を基本とし、調査対象地域、住宅区分が偏らないよう配慮すること。
- 2 普及率調査通知により、独自の調査方法が確立されている地域として、従来からの調査を行っている消防本部においても、一定の住宅区分ごとの調査等を実施していない場合は、当該調査方法を参考とし管轄地域の住警器の設置状況を把握すること。

消防庁予防課予防係 増沢・中田
TEL 03-5253-7523
e-mail yobouka-y@ml.soumu.go.jp

住宅用火災警報器設置状況調査方法

第 1 趣旨

各世帯における住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の設置状況を一定の住宅区分ごとに把握し、今後の普及啓発広報及び既に住警器を設置している世帯への適切な維持管理広報に関する施策に活用することを趣旨とする。

第 2 調査方法

1. 調査実施主体

消防署又は消防本部とする。

2. 調査方法

原則として、調査を実施する世帯（以下「調査世帯」という。）に対して調査員が訪問を行い、条例等に基づいた住警器の設置の有無及び調査世帯の住宅区分等について調査する。

消防署又は消防本部職員は、地域関係者（婦人（女性）防火クラブ、消防団、自主防災組織、町内会、自治会等）と積極的に連携して調査を行うよう努めることとする。

3. 調査世帯

①調査対象世帯数

調査対象世帯数については、各消防本部が管轄する地域の世帯数に応じて下記の表による世帯数以上の調査を実施すること。

※下表に、各消防本部の行う調査に必要な最低限度の標本数を示す。

調査対象世帯数早見表	
管轄世帯数(1月1日現在)	調査対象世帯数
20,000 世帯以上	96 世帯以上 ※東京消防庁にあつては 384 世帯以上
10,000 世帯～19,999 世帯	43 世帯以上
9,999 世帯以下	24 世帯以上

②調査世帯の決定方法

- ・原則として、無作為抽出により調査世帯を決定すること。（無作為抽出（例）参照）
- ・無作為抽出の結果、共同住宅又は長屋が抽出された場合は、無作為に1世帯を抽出し、調査世帯とすること。
- ・調査対象世帯を数カ所の地域に絞り込み調査を行う場合（層別抽出（例）参照）についても、調査地域が偏ることの無いように配慮すること。

○無作為抽出（例）

- ・調査対象地域の全世帯リスト（住民基本台帳や住宅地図など）を準備する。
- ・リストの全世帯に1からN（全世帯数）までの番号を付ける。
- ・次式により抽出間隔を決定する（小数点以下は四捨五入）。
- ・ $d = N \div n'$ （ d ：抽出間隔、 N ：調査対象地域の全世帯数、 n' ：調査世帯数）
- ・最初の抽出番号Sをサイコロ等により無作為に決定する。その後、 $S+d$ 、 $S+2d$ 、…に該当する番号を抽出する。

※全世帯数に番号を付したのち、乱数表（別添2参照）による抽出を行ってもよい。

○層別抽出（例）

- ・郵便番号の一覧等から、乱数表（別添2参照）を使用し調査対象地域を数カ所選定する。
- ・選定した調査対象地域の中から、丁目の一覧等を利用し調査世帯を選定する。

	町名	乱数
1	a町1丁目	
2	a町2丁目	○
3	a町3丁目	
4	a町4丁目	○
5	a町5丁目	
6	a町6丁目	○

※乱数表を使用して、調査対象地域を選定し、選定された各地域において5～10世帯の調査を行う。
丁目選定後の調査世帯の決定については、上記無作為抽出の例によること。

4. 質問項目及び調査票

「住警器の設置状況」、「調査世帯の住宅区分」を必須項目とする。
調査票については、別紙調査票（例）を参照すること。

5. 集計について

設置世帯数の集計については下記に留意すること。

- ・住警器の設置世帯数については、各市町村条例等に基づき設置が義務付けられている住宅の部分全てに「設置している」と回答した世帯を「設置世帯」として集計すること。
- ・自動火災報知設備等が設置されていることで、住警器の設置が条例で免除されている世帯は、「設置世帯」として取り扱うこと。
- ・不在等により設置・未設置が確認出来ない世帯については、「調査世帯」に計上しないこと。
- ・住宅区分に関して一部店舗併用住宅については、一般住宅として取り扱うこと。
また、長屋については、共同住宅等として取り扱うこと。
- ・消防本部の設置率は次式により算出する。

$$(\text{消防本部の設置率}) \% = (\text{住警器設置世帯数}) \div (\text{調査世帯数}) \times 100$$

6. その他

- ・訪問調査の際、未設置世帯に対しては、奏功事例等を示して住警器の設置を促すとともに、設置世帯については、電池切れの際の対応等維持管理広報を行うこと。

調査票（例）

○必須項目

問 条例により住宅用火災警報器の設置が義務付けられている住宅の部分全てに住宅用火災警報器が設置されていますか。

〔条例に基づき住宅用火災警報器の設置を義務付けられている住宅の部分〕

- ・ 就寝の用に供する居室（寝室・子ども部屋）
- ・ 階段（寝室が2階以上の階にある場合）
- ・ ●●（適宜、「台所」等条例に基づき設置が義務となる場所を追加してください。）

1. 設置している（全部設置）
2. 一部設置している（一部設置）
3. 設置していない（未設置）

問 お住まいの住宅は、次のうちどれに該当しますか。

1. 一戸建て
2. 共同住宅等（賃貸）
3. 共同住宅等（持ち家）

乱数表の使用方法について

【別添2】

・番号を付けた100地域から20地域を抽出する場合

- ①C2セルに1を入力 D2セルに100を入力 E2セルに20を入力
- ②A1セルからA20に表示された番号の地域が抽出された地域

The screenshot shows an Excel spreadsheet with the following data in the first 20 rows:

	A	B	C	D	E	I
1	28		から	まで	表示数	
2	86		1	100	20	
3	80					
4	66					
5	68					
6	34					
7	96					
8	14					
9	48					
10	82					
11	76					
12	54					
13	6					
14	50					
15	16					
16	72					
17	12					
18	10					
19	20					
20	32					

A yellow callout bubble with the number 1 points to cell C2.

The screenshot shows the same Excel spreadsheet as the previous one, but with the formula `=IF(COUNTBLANK(C2:E2), C2:E2, A1:A20)` entered in cell A1. The range A1:A20 is highlighted in blue, and a yellow callout bubble with the number 2 points to this range.

	A	B	C	D	E	I
1	28		から	まで	表示数	
2	86		1	100	20	
3	80					
4	66					
5	68					
6	34					
7	96					
8	14					
9	48					
10	82					
11	76					
12	54					
13	6					
14	50					
15	16					
16	72					
17	12					
18	10					
19	20					
20	32					